厚真町有牧野 (宇隆牧場) 仕様書

厚真町有牧野の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、厚真町有牧野(以下「牧野」という。)の指定管理者が行う業務の内容及 び履行方法について定めることを目的とする。

2. 牧野の管理に関する基本的な考え方

牧野の管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 牧野の設置及び管理等に関する条例その他関係法規を遵守し管理を行うこと。
- (2) 利用者の利用向上に努めること。
- (3) 利用者の平等利用が確保されること。
- (4) 個人情報の適切な保護が図られていること。
- (5) 牧野の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (7) 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。
- 3. 施設の概要
 - (1) 所在地 宇隆牧場 厚真町字宇隆158番地3ほか
 - (2) 施設概要 牧野面積 799,224 m² 施設内容 隔障物、揚水・給水施設、管理棟等
- 4. 利用時間

利用者の申請に応じ随時利用が図れる管理とすること。

5. 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

6. 法令等の遵守

牧野の運営管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 牧野の設置及び管理等に関する条例等
- 7. 指定管理者が行う業務
 - (1) 牧野の管理等に関する必要な業務とします。
 - (2) 牧野の施設及び設備の管理に関すること。
 - ①牧野施設の敷地内の維持管理業務
 - ②設備保守等の業務
 - ・設置機器類の保守点検業務・電気保安管理業務等
 - (3) 利用の許可に関すること。
 - (4) 利用料の収納に関する業務

牧野の利用料は指定管理者の収入となりますので、指定管理者の責任において、規 定に基づいた料金の収納を行ってください。

但し、利用料の額の決定に際しては、町長の承認を受けて下さい。

(5) 再委託について

業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。管理運営上の委託を行う場合は、その旨を町に報告してください。

8. 職員体制

- (1) 牧野の管理運営に必要な職員を配置してください。
- (2) 職員の技能とサービス向上を図るため研修等を実施すること。
- 9. 災害・事故対策
 - (1) 指定管理者が行う牧野の運営及び従事職員の責任等に起因する災害並びに事故については、指定管理者が責任を負うものとすること。
 - (2) 災害及び事故、犯罪等が発生したときは、速やかに町に報告すること。
- 10. 苦情処理

利用者等から管理業務に関する苦情が出た場合は、適切な対応を行い、円滑な解決に努めること。

11. 管理経費等

(1) 管理に係る経費

管理に係る経費の一切は指定管理者の負担とします。

- (2) その他
 - ①施設に対する修繕についても原則として指定管理者の負担とします。
- (4) 帳簿書類等

厚真町は、必要に応じて施設、附属設備、物品、各種会計書類等の現地検査を行う ことがあります。

12. 物品の管理

(1) 指定管理者は、厚真町の所有に属する物品については、そのまま使用できますが、 厚真町財務会計規則に基づいて適正に管理してください。

なお、維持管理費(修繕費、保険の加入等)については指定管理者とし、貸与する期間は指定管理者の指定期間とします。

13. 個人情報の取扱い

牧野の管理運営を行うにあたり取り扱う個人情報については、厚真町個人情報保護条例 の規定に従い適正に取り扱わなければなりません。

14. 事業報告

指定管理者は、毎年度、管理する施設の事業報告書を作成し、町に報告することとします。

15. 状況報告及び現地検査

町は、管理及び業務の状況等について指定管理者に報告を求めることができ、必要に応じて、現地検査を行うことができること。

16. 指定管理者と町の責任分担

責任の内容		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
利用者等への	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
損害賠償		
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕	事案の原因ごとに判断し、
		町と指定管理者が協議して
		定める
	施設等の小破修繕	指定管理者
保険の加入	利用者等に係る損害賠償	指定管理者

17. 管理運営業務を実施するにあたっての遵守事項

管理運営業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に 実施すること。

- (1) 牧野が公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行い、特定の利用者に 有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 町との連携を図った運営をすること。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る規程等を定めるときは、町と事前に協議すること。
- (4) 牧野の管理運営に係る規程等が定められていないときは、町の条例等に準じて、又は町と協議のうえ運営すること。

18. 指定の取消

指定管理者が行う管理運営の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地 方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は、期 間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 指定管理者が、町が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと町が認めるとき。

19. 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、町と協議し決定することとする。

20. 業務の引継ぎ

指定期間が満了し、又は指定を取消されたときは、速やかに牧野に関する事務を整理し、 町に対して業務の引継ぎを行うこと。